

名古屋市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8年 3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第39号

名古屋市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市子ども・子育て支援法施行条例（平成27年名古屋市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第 3条及び第 4条中「第30条の 3」の次に「及び法第30条の13」を加える。

第 5条中「又は法第24条第 2項」を「、法第24条第 2項又は法第30条の18第 2項」に改め、「支給認定証」の次に「又は乳児等支援支給認定証」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。